○農林水産省告示第千七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市蕨岡字ボヲガ谷甲七六五一の一、甲七六五二のイ、吾川郡仁淀川町森字竹原五〇五三、字草瀧五〇五八、五〇七九、竹ノ谷字アヤノキウ子一二八七、字上ヲヨヒラ三三五九、三三六〇、別枝字石ノ内二五五一の一、二五五一の八、二五五一の一三、二五五一の一四、二五五一の一六、橘字ハシコタニ一三、一四、二〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ボヲガ谷甲七六五二のイ・字竹原五〇五三・字草瀧五〇五八・五〇七九・字アヤノキウ子一二八七・字上ヲヨヒラ三三五九・三三六〇・字石ノ内二五五一の八・二五五一の一六・字ハシコタニ一四・二〇二の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁並びに四万十市役所及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町越知字甚兵作丁三六一三、桐見川字シロヲガチ四四八六の一、四四八六の二、中大平字カウソ二〇〇七のイ、二〇〇七の二、二〇一〇の一、二〇一一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字甚兵作丁三六一三・字シロヲガチ四四八六の一・四四八六の二・字カウソ二〇一〇の一・二〇一〇の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市堀金烏川一二の一、一二の一三、下伊那郡阿南町字和合二三二三の二、二三三二、二三三三、松本市大字里山辺字寺山五二二三、五二二四の一から五二二四の三まで、五二二五の一、五二二六から五二二九まで、塩尻市大字木曽平沢字南原二三二四の九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字富草二五二三、天龍村平岡三四の一、二五の ホ、神原六九三の二、七〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇八、一〇三七の一、一〇三七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市上村九七九の二（次の図に示す部分に限る。）、九七九の五五、九七九の五六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市社字カラ水四八二八から四八三一まで、四八三二のイ、四八三二のロ、四八三三、四八三四のイ、四八三四のロ、四八三四のハ、四八三四のニ、四八三五、四八三六のイ、四八三六のロ、四八三七から四八四一まで、北安曇郡白馬村大字神城字戸屋二七五七九のイ、二七五八〇、二七五九四のロ、二七五九六のロ、二七五九七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに大町市役所及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村三六〇五の一、三六一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。